

御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、御代田町が発注する御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」の契約に当たり、意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するための「公募型プロポーザル方式」に係る事務手続を定めたものである。本要領に規定する事項以外の業務発注者の選定事務は、従来どおり財務会計関係規定に基づいて実施する。

2 業務名称

御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年12月11日まで

4 業務概要

(1) 所在地

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1860 番地 17
御代田町旧人権啓発センター

(2) 業務範囲及び仕様

別紙「御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」仕様書」のとおり

(3) 発注者

御代田町

(4) 提案上限額

設計監理委託料 3,000,000 円（消費税を含む。）

備品購入費 10,420,000 円（消費税を含む。）

(5) 選定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル選定委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(6) 公募方法

御代田町公式ホームページに実施要領、仕様書及び参加申込書等の様式集掲載し、提案を公募する。

掲載先: <https://www.town.miyota.nagano.jp/>

(7) スケジュール

内容	日時
公告（公募開始）、現地見学会及び質問受付	令和8年5月7日(木)
現地見学会申込締切	令和8年5月14日(木) 午後5時（必着）
現地見学会	令和8年5月19日(火)
質問受付締切	令和8年5月26日(火) 午後5時（必着）
質問回答（最終）	令和8年5月29日(金) 午後5時
参加申込書の締切	令和8年6月5日(金) 午後5時（必着）
参加資格審査の結果通知	令和8年6月10日(水)
提案書受付開始	令和8年6月10日(水)
提案書受付締切	令和8年6月17日(水) 午後5時（必着）
提案書再提出受付締切	令和8年7月14日(火) 午後5時（必着）
提案に係るプレゼンテーション	令和8年7月21日(火)
審査結果の通知	令和8年7月28日(火)
設計監理契約締結	令和8年7月31日(金)（予定）
提案内容の変更協議	令和8年8月17日(月)から 令和8年8月28日(金)（予定）
備品購入契約締結	令和8年9月上旬（予定）
契約期間	契約締結日の翌日から 令和8年12月11日まで
整備可能期間	令和8年9月24日(木)から 令和8年12月4日(金)（予定）

※ 工期内に必ず検査及び引渡しを行うこと。

5 実施条件

本業務に関する公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集である。

本業務は、子ども・子育て支援交付金の交付決定又は内示を前提として本業務を実施する。

参加者はこの点を理解の上、本プロポーザルに臨むとともに、当該交付決定等を受け、本プロポーザルの業務受託候補者となった場合には、国又は県等からの補助金に関する調査や報告に際し、関連する成果品について、町と協議の上、協力すること。

6 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次の(1)から(7)までの項目を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 実施要領等の公告日から契約締結日までの期間に、御代田町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱等の措置を受けていないこと。また、町の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、同様の期間にこれに準ずる事由が発生していないこと。
- (3) 御代田町暴力団排除条例その他関係法令等に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (4) 御代田町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定の確定を受けた者を除く。
- (6) 租税の滞納がないこと。
- (7) 過去10年間において、元請として同種又は類似の業務実績（官民を問わない。）を有すること。

7 参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。なお、各様式は御代田町公式ホームページに掲載する。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

エ 業務実施体制調書（様式4）

オ 印鑑登録証明書の写し

※ 参加申込書等に押印する実印の証明書で発行後3箇月以内のもの

カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

※ 法務局で発行する法人の証明書で発行後3箇月以内のもの

キ 御代田町税の納税証明書の写し（納税義務がない場合は不要）

担当課：御代田町税務課

※ 発行後3箇月以内のもの

ク 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し

※ 発行後3箇月以内のもの

(2) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本1部

(3) 提出期限

令和8年6月5日(金) 午後5時（必着）

(4) 提出場所

下記21の担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。なお、郵送で提出する場合、封筒等の表面に「こども室内あそびば整備業務公募型プロポーザル参加申込書在中」と記載すること。

8 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次により質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障を来すものは受け付けないものとする。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書等に対する追加又は修正とみなす。

(1) 提出書類

質問書（様式5）

- (2) 提出期限
令和8年5月26日(火) 午後5時（必着）
- (3) 提出場所
下記21の担当部署
- (4) 提出方法
電子メールにより送信すること。
 - ア 複数回にならないよう、まとめて提出すること。
 - イ 電子メール以外の方法による提出は認めない。
 - ウ 電子メールの件名には「【会社名】プロポーザル質問書」と記入すること。
- (5) 回答方法
質問に対する回答は、町公式ホームページに順次公開し、令和8年5月29日(金)午後5時を最終の更新とする。
 - ア 参加者ごとの個別回答は行わない。
 - イ 会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

9 現地見学会

現地見学会を希望する場合は、次により現地見学会参加申込書を提出すること。なお、現地見学会への参加は必須ではなく、また、本体建物の状況により、現況の確認を中心とした見学となる場合がある。

- (1) 実施日時
令和8年5月19日（火）
- (2) 提出書類
現地見学会参加申込書（様式6）
- (3) 提出期限
令和8年5月14日(木) 午後5時（必着）
- (4) 提出場所
下記21の担当部署
- (5) 提出方法
電子メールにより送信すること。
- (6) 回答方法
日程調整の上、電子メールにより回答する。

10 参加資格審査結果

- (1) 参加資格審査の結果は、参加申込に関する書類を提出した全ての参加者に対して、令和8年6月10日（水）までに「参加資格審査結果通知書」を書面又は電子メールにて通知する。
- (2) 参加資格を満たさないと判定された者に対しては、その理由を付して通知するものとする。

11 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 概要・設計監理業務に関する提案

内容		様式番号等	備考
ア	企画提案書	様式7	表紙
イ	提案概要書	様式任意・A3判・1枚	本業務に関する全体の提案概要
ウ	設計監理業務	様式任意・A3判・枚数任意	<p>(設計監理業務における提案)</p> <p>基本・実施設計、レイアウト作成、施設整備のコンセプト、設置機能の構成、空間・遊具デザイン計画、安全・品質確保、業務全体の工程、設置遊具等一覧表</p> <p>(記載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機能の特徴や楽しみ方なども適宜表現すること。 ・デザインに関する提案は、素材、ベースカラー、アクセントカラーなども適宜表現すること。
エ	イメージ図	様式任意・A3判・枚数任意	
オ	業務工程表	様式任意・A4判・枚数任意	
カ	設置遊具等一覧表	様式任意・A4判・枚数任意	耐用年数の他、破損しやすいもの、更新が必要なものは更新時

			期及び想定費用等を明記すること。
--	--	--	------------------

(2) 価格等に関する提案

内容		様式番号等	備考
キ	見積書（設計 監理）	様式8-1	設計監理に関する見積
ク	見積内訳書 （設計監理）	様式8-1（別紙）・A4 判・枚数任意	記載内容が同様であれば、任意 様式での提出でも可
ケ	見積書（備 品）	様式8-2	設置する備品に関する見積
コ	見積内訳書 （備品）	様式8-2（別紙）・A4 判・枚数任意	記載内容が同様であれば、任意 様式での提出でも可

(3) 提出部数

ア～コまでを1部として整理し、企画提案者名等が記載された書類一式を
正本、企画提案者名等が記載されていない書類一式を副本とする。

ア 正本1部

イ 副本8部

(4) 提出期限

令和8年6月17日(水) 午後5時（必着）

(5) 提出場所

下記21の担当部署

(6) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）とする。なお、郵送で提出する場合、封筒等の
表面に「こども室内あそびば整備業務公募型プロポーザル企画提案書在
中」と記載すること。また、正本の書類一式のデータを電子メールにて提
出すること。

(7) 提案に係る費用負担

提案に係る費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等）は、全て提案
者の負担とする。

(8) 提案書の取扱い

ア 副本については、事業者名（提案者名）・所在地・電話番号等は見えないよ
うに黒塗り等しておくこと（評価の公平性を確保するため）。

- イ 提出された提案書の黒塗り箇所に漏れがある場合は、事務局において修正を行うものとし、訂正箇所の情報は提案者と共有する。
- ウ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、町が提案書の差し替え、変更又は取消しを認めたときは、この限りでない。
- エ 提出された提案書は一切返却しない。
- オ 提出された提案書は複製する場合がある。
- カ 提出された提案書は、本プロポーザルの実施、選定結果の公表、広報及び公式ホームページ掲載等、町と協議した範囲・期間内において、町がその一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- キ 提案者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。

(9) 提案書の公開

- ア 提案書は、御代田町公文書公開条例の対象となるため、情報公開請求により公開する場合がある。
- イ そのため、技術情報等、公開されることにより提案者が不利益を被るおそれのある情報が含まれないよう注意すること。

12 辞退届

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届（様式9）の正本1部を下記21の担当部署へ書面にて提出すること。辞退しても以後における不利益は被らないものとする。

13 審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日時

令和8年7月21日(火)

※ 実施日時の詳細については、「参加資格審査結果通知書」に明記する。

(2) 実施会場

御代田町役場 庁議室

(3) 実施時間

一提案者の持ち時間は、提案20分以内、質疑応答10分以内とする。

(4) 注意事項

- ア プレゼンテーションは、提出した提案書の内容をもとに説明すること。ただし、プレゼンテーションを行う際に、提案書を分かりやすく加工することは可能とする。

イ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は、提案書に記載がない場合でも、提案内容に含まれるものとする。

ウ プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは町で準備するが、パソコン等は各自で用意すること。

エ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。

オ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

14 審査項目・配点

本業務の提案に係る審査項目及び配点は、別表1「御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」公募型プロポーザル審査基準表」のとおりとする。

15 審査方法

- (1) 審査は、御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」公募型プロポーザル選定委員会において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに行い、最高評価点を得た者を業務受託候補者とする。ただし、総合評価点が満点の6割（72点）に満たない場合は、業務受託候補者として認めないものとする。
- (2) 最高評価点の者が2者以上となった場合は、「企画提案内容に関する評価」の点数が最も高い者を業務受託候補者とする。なお、これも同点の場合は、「プレゼンテーション等に関する評価」の点数が最も高い者を候補者とし、それでもなお同点の場合は、委員の協議により決定するものとする。
- (3) 提案者が1者の場合であっても、審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は業務受託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は技術提案者がいない場合は、再度、技術提案者を募集する。
- (4) 審査結果は、審査結果通知書を提案者全員に書面又は電子メールにて通知するとともに、審査結果及び業務受託候補者の提案概要の一部を町公式ホームページで公表することがある。
- (5) 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（ただし、町の閉庁日を含まない。）の午前9時から午後5時までに、審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。なお、これに対する回答は、後日、文書により行う。

(6) 審査結果に関する異議申立ては受け付けない。

16 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、審査結果通知書を全ての提案者に対して、令和8年7月28日（火）付で書面又は電子メールにて通知する。
- (2) 審査結果及び業務受託候補者の提案概要の一部を、町公式ホームページで公表することがある。

17 提案内容の変更協議

- (1) 業務受託候補者は、発注者との間で備品提案内容に基づき、提案価格の金額を上限として、設計内容、業務工程等の詳細について協議を行う。
- (2) 本協議は、令和8年8月17日（月）から令和8年8月28日（金）までの期間で行うものとする。なお当該期間は予定であり、協議の進捗状況により期間を変更する場合がある。
- (3) 協議が整い次第、一者随意契約による見積徴取を行うものとする。

18 失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しない場合
- (5) 審査結果の通知までに本実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合

19 リスク分担

町と事業者のリスク分担は、原則として別表2のリスク分担表に示すとおりとする。

20 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類の中で、第3者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められたものを除き、当該第3者の承諾を得ておくこと。
- (3) 提出された提案書等の電子データについては、あらかじめウイルス検査を実施したものとすること。

21 担当部署

御代田町保健福祉課こども家庭相談係（1階 6番窓口）

住所: 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電話: 0267-31-0747

FAX: 0267-31-2511

メール: soudan@town.miyota.lg.jp

別表1 御代田町地域子育て支援拠点事業「こども室内あそびば整備業務」公募型プロポーザル審査基準表

審査区分	審査項目	評価基準	配点
1 事業者に関する評価	経営状況・財務規模	本業務を確実に実施するに足りる経理的基礎その他の能力を有しているか。	5
	類似業務実績	過去10年間に、屋内遊び場整備、子育て支援施設整備、既存施設改修その他本業務と同種又は類似の業務実績を有しているか。	5
2 企画提案内容に関する評価	業務理解・整備コンセプト	実施要領及び仕様書を十分理解し、本業務の目的に沿った地域子育て支援拠点としての整備コンセプトが明確に示されているか。	15
	安全性・機能性	遊具、内装、床、壁、動線及びゾーニングについて、乳幼児を中心とした利用を前提に安全性が十分確保されているか。	15
	子どもの発達への配慮	子どもの発達段階や遊びの多様性に配慮し、心身の成長につながる空間構成及び遊具提案となっているか。	10
	親子の利用しやすさ	保護者が見守りやすく、親子が安心して過ごしやすい空間、導線及び備品配置となっているか。	10
	相談・見守り機能との親和性	必要に応じて相談や見守りにつながりやすいレイアウトや空間構成の工夫がされているか。	10
	既存施設活用・実現性	既存施設の構造、現況及び条件を踏まえ、過大な改修を伴わず、限られた予算内で実現可能かつ効果的な提案となっているか。	10
	維持管理性・ランニングコスト	清掃、点検、補修、部材交換等がしやすく、維持管理及びランニングコストの抑制に配慮されているか。	10
	実施体制・工程管理	業務の実施体制、役割分担、工程管理及び町との協議・調整方法が適切であるか。	10
3 プレゼンテーション等に関する評価	説明力・意欲	提案内容が分かりやすく説明されており、業務理解、実施意欲及び誠実な履行姿勢が認められるか。	10
4 価格に関する評価	提案価格	提案内容とのバランスを踏まえ、提案価格は妥当であるか。	10
	合計		120

総合評価 120点

別表2 リスク分担表

種類 (リスク)	リスクの内容	町	事業者
実施要領	実施要領等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの	○	
法令変更	本業務に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○	
法令変更	本業務のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
税制改正	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
税制改正	本業務に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
税制改正	上記以外の税制の変更等		○
許認可等	発注者として町が取得すべき許認可の遅延	○	
許認可等	本業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
政策変更	政策変更（事業の取りやめ、その他）等による本業務への影響（追加費用）	○	
住民対応	事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
住民対応	事業者が行う設計、工事等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者賠償	事業者が行う業務に起因する事故等により第三者に損害を与えた場合		○
第三者賠償	町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力	想定以上の暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷等の自然災害又は戦争、暴動その他の人為的な事象による施設等の損害	○	△
資金調達	町が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
資金調達	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
物価変動	工事期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減		○
設計	事業者が実施した設計に不備があった場合		○